



事 務 連 絡  
平成28年11月11日

各都道府県鳥獣行政担当部局長 殿

環境省自然環境局野生生物課  
鳥獣保護管理室長

韓国での高病原性鳥インフルエンザ（H5N6亜型）の確認に伴う野鳥  
サーベイランスの対応レベルの引き上げについて

今般、韓国当局の情報により、韓国忠清南道天安（チョナン）市において野鳥の糞から高病原性鳥インフルエンザ（H5N6亜型）が確認されました。

このことを踏まえ、国内ではこれから本格的な冬鳥の飛来シーズンを迎えることから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（以下マニュアル）に基づき、現在実施している野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルを「対応レベル2」に引き上げます。

サーベイランスに当たっては、平成27年9月9日に発出しました「野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について」及びマニュアルに従い、地域の実情を踏まえつつ、監視体制の強化等について万全を期されるようお願いいたします。

なお、本年10月以降、ハンガリー、ドイツ等の欧州及びインドにおいて、高病原性鳥インフルエンザ（H5N8亜型）の発生が継続的に確認されており、特に、ドイツ、オーストリア等では、多数の野鳥の死亡が報告されています。今般の状況を踏まえ、農林水産省より別紙のとおり各都道府県の家畜衛生主務課長宛に「世界各地の家きん及び野鳥における高病原性鳥インフルエンザの発生について」（平成28年11月11日付け事務連絡）が発出されていますので、併せて留意願います。

担当：野生生物課鳥獣保護管理室 東岡、根上、高橋  
電話03(5521)8285

事務連絡  
平成28年11月11日

都道府県家畜衛生主務課長 殿

農林水産省消費・安全局  
動物衛生課家畜防疫対策室長

世界各地の家きん及び野鳥における高病原性鳥インフルエンザの発生について

高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）については、本年夏期に野鳥の営巣地であるロシア、アラスカで発生が確認されたことから、今秋以降、越冬のために南下する渡り鳥によって、本病ウイルスの我が国への侵入が危惧されているところです。このため、当省では、「平成28年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」（平成28年9月23日付け28消安第2664号農林水産省消費・安全局長通知）等により、家きん飼養農場における飼養衛生管理状況の確認、野生動物の侵入防止対策、監視体制の強化等について、引き続き指導の徹底をお願いしていたところです。

このような状況下、渡り鳥の南下が本格化する本年10月以降、ハンガリー、ドイツ等の欧州及びインドにおいて、本病（H5N8亜型）の発生が継続的に確認されており、特に、ドイツ、オーストリア等では、多数の野鳥の死亡が報告されています（別紙）。

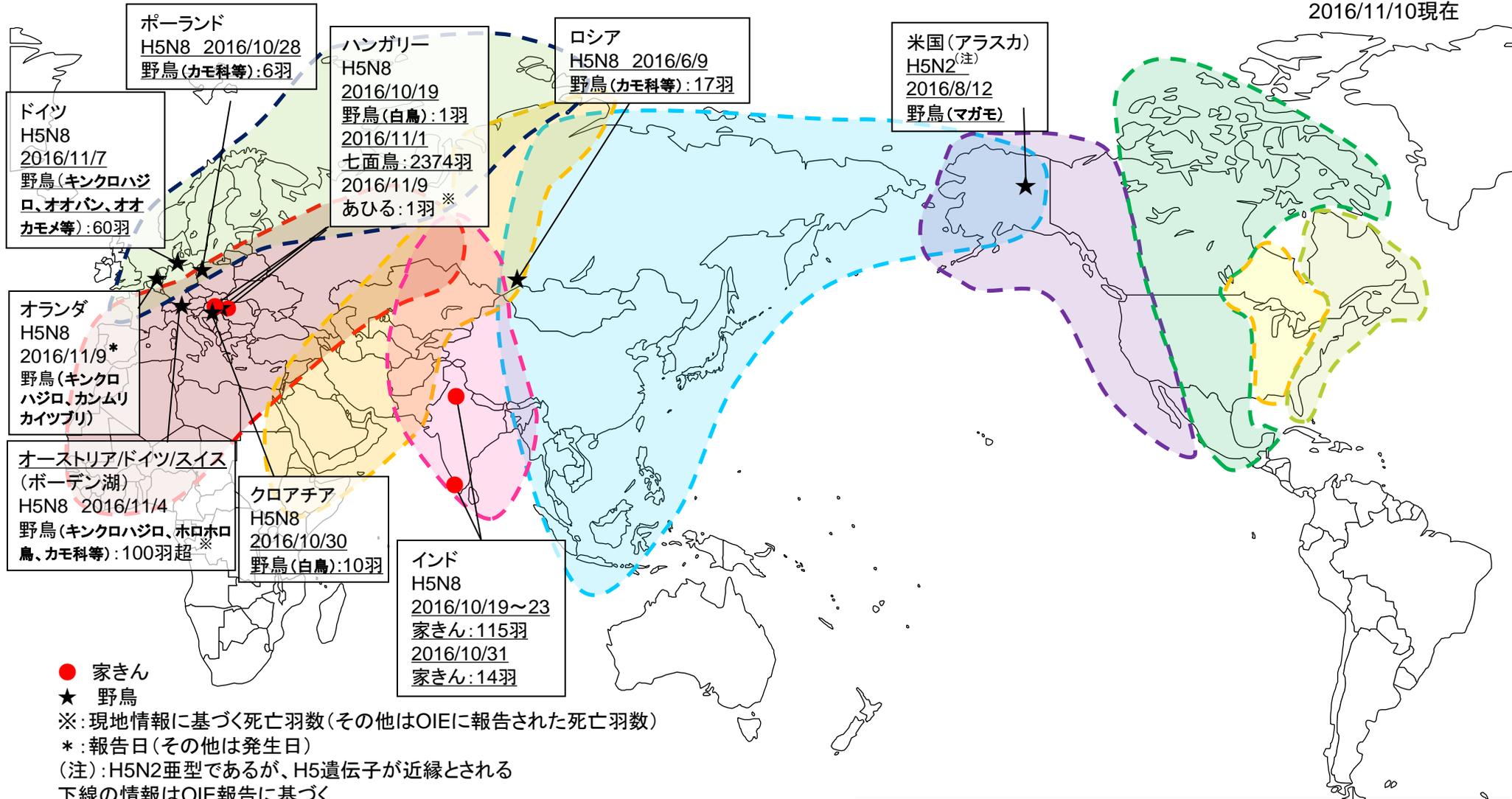
一方、国内においては、これまでのところ本病の発生は確認されていませんが、海外における最近の発生状況や野鳥の世界的な渡りのルートを踏まえると、我が国への渡り鳥の飛来が本格化する時期を迎えた今、本病ウイルスの我が国への侵入リスクは一層高まっていると考えられます。

このため、更に緊張感を高め、家きん飼養農家を始めとした畜産関係者が連携することで農場内へのウイルスの侵入を防ぐための対応を講ずる必要があります。

つきましては、ウェブサイトへの掲載や電子メール等の手段を用いて本病に関する情報を家きん飼養農家を始めとする畜産関係者に対して積極的に提供するとともに、飼養衛生管理基準の遵守、飼養家きんの異状の早期発見・通報、畜舎に出入りする際の手指及び靴の消毒、衣服の交換、農場に出入りする車両の消毒等の本病対策の徹底について、改めて指導の強化をお願いします。

# 最近のHPAI (H5N8) 発生状況と野鳥 (カモ類) の渡りのルート

2016/11/10現在



本図は、野生のカモの個体群の渡りの範囲を大きく区分けした概念図。区域は厳密ではなく、また、区域間の行き来があることに注意が必要。

作 図: 農林水産省消費・安全局動物衛生課  
参考文献: OIE; Boere, G.C. & Stroud, D.A.(2006); Isakov, Y.A.(1967)  
監 修: 金井 裕 (日本野鳥の会 参与)